

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年8月9日（令和6年（行個）諮問第134号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行個）答申第169号）

事件名：本人からの電話への対応に関する記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月26日付けデ戦第2490号により内閣総理大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、再審査を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁から保有個人情報の開示をしない旨の決定についての通知を受けた
- (2) 開示しない理由が作成及び取得していないためとしている（不存在）
- (3) しかしながらデジタル庁は電話録音する場合も有りますとメッセージが流れますので通話録音から電話内容の取得は不可能ではありませんので聴き取り調査を踏まえて審査庁から行政不服審査会等の調査審議（原文ママ）をお願い致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、不存在であることを理由に不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 原処分について

行政文書不開示決定通知書に記載された不開示決定した保有個人情報の名称とその理由は次のとおり。

- (1) 不開示決定した保有個人情報の名称

本件対象保有個人情報

(2) 不開示とした理由

対象となる保有個人情報を作成及び取得していないため（不存在）。

3 本件審査請求の理由について

上記第2の2のとおり。

4 原処分 of 妥当性について

電話受付担当に聞き取り調査を行ったが、電話録音をするかどうかはケースバイケースであり、本件開示請求で請求された個人情報は保有していなかったことから不開示決定を行った。該当する保有個人情報そのものが不存在であることは明確であり、これ以上の議論の発展（事実関係は変わらない）は見込めないことから、原処分は妥当と考える。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、諮問庁としては原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年1月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報については、作成・取得しておらず保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているものと解されるどころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり補足して説明する。

デジタル庁においては、外部からの電話に対して電話録音がされる場合があるが、仮に電話録音した場合の文書（録音データを含む。）が、デジタル庁行政文書管理規則15条6項4号の1年未満文書に当たる場合、保存していた場合であっても、行政文書ファイル管理簿には登録はされず、適切に廃棄されているものである。本件対象保有個人情報については、開示請求時点において、確認をしたところ録音されたことが確認できず、したがって、行政文書としての保存もされていない。

念のため、対応した電話機の録音データや関係する共有フォルダ等も

探索したが、本件対象保有個人情報を確認されなかった。

- (2) 上記(1)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえ、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。また、探索の範囲についても特段の問題があるとは認められない。

したがって、デジタル庁において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、デジタル庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

「特定日付に起こった事件についてデジタル庁の長官宛にデジタル庁職員の懲戒処分を要求する

二回電話して一方的に電話を二回切られた一回目 9時 対応者A 名前は、〇〇〇二回目 9時20分頃 対応者A 同一人物

三回目は9時30分ごろ 対応者B 名前不明電話は切られなかったけど質問には答えてくれない」

に記録された保有個人情報